

皆野・長瀬水道企業団

統合

秩北衛生下水道組合

4月1日から

皆野・長瀬上下水道組合になりました

事務局

課	主な業務
業務課	上下水道の料金・下水道受益者分担金・議会に関すること、その他総務全般
水道課	水道の申し込みや工事に関すること、浄水場・水道施設に関すること

住所：〒369-1412 皆野町大字皆野283

電話：62-0554 FAX：62-1355

長瀬浄化センター

課	主な業務
下水道課	下水道の申し込みや工事に関すること、下水道処理施設に関すること

住所：〒369-1303 長瀬町大字中野上234-1

電話：66-0747 FAX：66-0746

溪流園

課	主な業務
衛生課	浄化槽汚泥・し尿くみ取り、し尿処理施設に関すること

住所：〒369-1623 皆野町大字大淵301

電話：62-0650 FAX：62-3447

新たな組織機構を
ご紹介します



Q. 新団体になると何が変わるの？

A. 上下水道料金や下水道受益者分担金などに関する窓口が業務課になりました。また、料金収納窓口として下水道課が新たに増えました。

Q. 今、手元にある納付書などはそのまま使えるの？

A. 水道料金の納付書、下水道受益者分担金の納付書、くみ取り券などは、どれもそのままお使いいただけます。

問合せ 皆野・長瀬上下水道組合事務局業務課
☎62-0554

国民健康保険

窓口負担と保険税

についてのお知らせ

I 70歳～74歳の皆さんの窓口負担は1割に据え置かれます

医療制度改革により、平成20年4月から窓口負担を2割とすることとされていましたが、平成20年4月から平成21年3月までの1年間、1割に据え置かれます。

ただし、窓口負担3割の高齢受給者証をお持ちのかたは従前とかわりません。

II 後期高齢者医療制度創設にも なう国民健康保険税の軽減

75歳以上のかたが後期高齢者医療制度に加入し、75歳未満のかたが引き続き国民健康保険に加入する場合

① 保険税の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じ軽減を5年間受けることができます。
② 国民健康保険の被保険者が一人になる場合は、世帯ごとに課税される保険税が、5年間半額になります。

75歳以上のかたが職場の健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者（65歳～74歳）が新たに国民健康保険に加入する場合

役場の窓口申請すると2年間、被保険者の人数に課税される保険税が、半額になります。
また、被保険者が一人の場合は、世帯ごとに課税される保険税も2年間半額になります。



問合せ
町民生活課保険年金担当
☎62-11230